写

4高私行第6号
令和4年6月17日

学校法人　三島学園
理事長　大庭　清　殿

文部科学大臣
末松　信介



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和4年6月20日　から　令和9年6月19日　まで

キリトリ

寄付金控除に係る証明書　（写）

写

7文科高第1829号

所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書

法人の主たる事務所の所在地	宮城県仙台市泉区虹の丘一丁目18番地の2
法人の名称	学校法人三島学園
代表者の氏名	理事長大庭清
法人の目的又はその設置する学校（専修学校及び各種学校を含む。）の名称	東北生活文化大学 東北生活文化大学短期大学部 東北生活文化大学高等学校 東北生活文化大学短期大学部附属 ますみ幼稚園

上記の法人は、所得税法施行令第217条第4号及び法人税法施行令第77条第4号に掲げる法人であることを証明する。

令和8年3月1日

文部科学大臣　松本洋平

寄付金控除に係る証明書　（写）